

岐阜県公報

号外(二) 平成十九年十二月二十六日

目次

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(教育総務課) 一ページ

教育委員会教育長訓令甲

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 二

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第二十二号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部改正)

第一条 岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第二条 学校教育法施行細則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六條」を「第七條」に改め、同条第二項中「第四條の二」を「第五條」に改める。

第二条中「第七條」を「第九條」に改める。

第四条第一項中「第十五條」を「第二十八條」に改める。

第七条第一項中「第三十一條第一項」を「第四十條第一項」に改める。

(岐阜県立高等学校管理規則の一部改正)

第三条 岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第三号)の一

部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六十五条第一項」を「第百四条第一項」に、「第四十七条第三号」を「第六十一条第三号」に改める。

第六条の二第一項中「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十七条の五第二項」を「第八十七条第二項」に改める。

第十三条の五中「第六十三条の四」を「第九十八条」に改める。

第四十二条の二中「第六十一条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第十三条」を「第二十六条」に改める。

(岐阜県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第四条 岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七十三条の十六第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第四十七条第三号」を「第六十一条第三号」に改める。

第十二条の三中「第六十三条の四」を「第九十八条」に改める。

第三十八条の二中「第七十三条の十六第五項」を「第百三十五条第五項」に、「第六十一条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第四十一条第一項中「第十三条」を「第二十六条」に改める。

(岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第五条 岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則(平成二年岐阜県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程(昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一条、第七十一条及び第七十四条」を「第五十条、第七十二条及び第八十条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

平成十九年十二月二十六日印刷
平成十九年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)